

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県桐生市相生町三丁目547番地の1

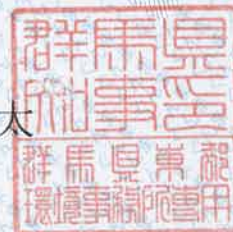
氏 名 株式会社両毛資源開発

代表取締役 須田昇

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 3年 4月27日

許可の有効期限 令和10年 4月26日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭銧さい、⑮がれき類、⑯ばいじん（以上16種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

収集、運搬（積替え保管）

①汚泥、②廃プラスチック類、③金属くず、④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑤がれき類（以上5種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、石綿含有産業廃棄物を含む。

（汚泥については、廃乾電池及び廃蓄電池に限る。廃プラスチック類については、廃乾電池、廃蓄電池及び石綿含有産業廃棄物に限る。金属くずについては、廃乾電池、廃蓄電池及び廃蛍光管に限る。ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては、廃蛍光管及び石綿含有産業廃棄物に限る。がれき類については、石綿含有産業廃棄物に限る。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

(1) ア 積替え又は保管施設の設置場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平545番6、545番12、545番13、545番14、546番1、546番5、547番1、547番2及び549番2

イ 産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

ウ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の保管能力

保管面積 47.91㎡ 保管容量 56.72m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 9年	1月17日	新規許可
平成14年	1月17日	更新許可
平成19年	1月17日	更新許可
平成20年	11月20日	変更許可
平成24年	1月17日	更新許可
平成29年	1月17日	更新許可
令和 3年	4月27日	更新許可
令和 4年	3月14日	変更許可

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無